

群馬県中山間地域等総合振興対策事業実施要領

平成18年3月27日制定

改正 平成20年3月25日

改正 平成21年3月24日

改正 平成28年4月1日

第1 趣旨

中山間地域は、農業生産条件が不利な状況にあり、農業生産性は他地域に比べて低く、過疎化・高齢化の進展により担い手の脆弱化が進行しており、定住条件についても、就業機会に恵まれず農業所得等は他地域に比べて低い状況にあるとともに、生活環境の整備も遅れている。また、中山間地域は、自然的・経済的・社会的条件が多様であることが特徴であり、各地域が抱えている問題は様でなく、各地域の特性に応じた振興を図っていくことが求められている。

このため、地域が行う地域資源等を活用したビジネス化を図る取組やグリーン・ツーリズム推進による地域活性化の取組等を支援することにより各地域の特性に応じた振興を図り、本県の中山間地域等における総合的な振興に資するものである。

第2 事業の内容等

1 地域連携システム整備

(1) 事業の内容

市町村等がグリーン・ツーリズム受入体制整備を目的として行う取組を支援する事業

(2) 事業主体

- ①市町村、地方公共団体の一部事務組合、複数の市町村で組織された協議会、市町村が構成員である地域協議会
- ②農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等
- ③農林漁業者等が組織する団体
- ④地方公共団体等が出資する団体
- ⑤特定非営利活動法人
- ⑥農林漁業等体験施設等が組織する団体

(3) 対象地域

中山間地域等を中心としつつ、県全域を対象とする。

2 子どもたちの農業・農村体験学習推進

(1) 事業の内容

市町村等が子どもたちの農業・農村体験学習推進を目的として行う取組を支援する事業

(2) 事業主体

- ①市町村、地方公共団体の一部事務組合、複数の市町村で組織された協議会、市町村が構成員である地域協議会
- ②農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等

- ③農林漁業者等が組織する団体
- ④地方公共団体等が出資する団体
- ⑤特定非営利活動法人
- ⑥農林漁業等体験施設等が組織する団体

(3) 対象地域

中山間地域等を中心としつつ、県全域を対象とする。

3 グリーン・ツーリズム・キャラバン支援

(1) 事業の内容

市町村等がグリーン・ツーリズム普及等を目的として行う取組を支援する事業

(2) 事業主体

- ①市町村、地方公共団体の一部事務組合、複数の市町村で組織された協議会、市町村が構成員である地域協議会
- ②農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等
- ③農林漁業者等が組織する団体
- ④地方公共団体等が出資する団体
- ⑤特定非営利活動法人
- ⑥農林漁業等体験施設等が組織する団体

(3) 対象地域

中山間地域等を中心としつつ、県全域を対象とする。

4 中山間地域活性化支援

(1) 事業の内容

中山間地域等直接支払制度における協定締結集落等が行う地域資源等を活用したビジネス化を図る取組等を支援する事業

(2) 事業主体

中山間地域等直接支払制度における農業生産活動等の体制整備に取り組む協定締結集落または農業生産活動等の体制整備に取り組む協定締結集落連携組織

(3) 対象地域

中山間地域等直接支払制度における「中山間地域等直接支払市町村基本方針」を策定している市町村に該当する地域

第3 事業の認定等

1 事業の認定

事業の実施主体は、あらかじめ、別に定める様式により、実施計画書を管轄の農業事務所長を経由して知事に申請する。

2 事業の実施結果の提出

事業の実施主体は、事業の実施結果を別に定める様式により、管轄の農業事務所長を経由して知事に提出する。

第4 県の支援

1 県の支援

①県は、事業が適正かつ効果的に実施されるよう、事業主体に対し必要な支援を行う。

②県は、事業主体を支援するにあたり、群馬県地域興しマイスター等を活用する。

2 助成

県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費を助成する。

第5 補助対象事業費の取り扱い

事業主体は、事業の経理と他の経理を明確に区分して取り扱うものとし、事業実施の適正化を確保する。

第6 委任

この要領に定めるほか、事業実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。